

京都市職員共済組合執務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年9月10日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

京都市職員共済組合規程第 2 号

京都市職員共済組合執務規程の一部を改正する規程

京都市職員共済組合執務規程の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「，事務局参事」の右に「及び担当係長」を加える。

第3条第2項中「及び係長」を「，係長及び担当係長」に改める。

別紙様式第3号を次のように改める。



附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)